

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月2日(水)午後1時30分から午後3時34分

2. 開催場所 役場2階 大会議室

3. 出席委員(12人)

会長	1番 宮島 勇
会長職務代理者	2番 野澤 典生
農業委員	3番 青木 博子
	4番 飯澤 誠
	5番 小野 耕一
	6番 上島 栄子
	7番 赤羽 秀介
推進委員	春日 昭利
	立澤 富朗
	根橋 俊夫
	大井田 亨
	小松 英幸

4. 欠席委員 有賀 則幸
瀬戸 真一

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 非農地について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 欠席

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆

役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<山田事務局次長>

はい皆さんこんにちは。

定刻より若干早いわけでありましてけれども、本日もご予定の皆様、お集まりでありますので、始めさせていただきたいと思っております。

本日岡田課長であります、ちょっと出張のため欠席となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

本日の欠席は瀬戸委員さんと有賀委員さんから連絡いただいておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは開会を野澤代理、お願ひいたします。

【開会】

<野澤代理>

こんにちは。暑い中ではありますが、慎重審議よろしくお願ひいたします。

【会長あいさつ】

<宮島会長>

どうも皆さんこんにちは。

先月のソルガムの草取りは大変暑い中ご苦労様でした。

ちょっと最近見ましたけれども、もう背の高さ1.3から1.5mぐらいに伸びていまして、穂の方もだいぶ出ているのもありました。そんなことで順調に伸びて成長していると思っております。

特に最近高温ということで異常気象ということで、本当に伊那では雹がだいぶ降って被害に遭ったというようなことでもあります。

農業委員の皆さんも、熱中症には十分注意をしながら、活動をお願いしたいと思います。

【議事録署名委員の指名】

3番の青木委員さんと4番の飯澤委員さんをお願いします。

【議事】

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～8番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

塩尻市大字上西条^{かみにしじょう}…番地…にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字小野字石原…番…、地目は畑、面積69㎡および、

大字小野字駒沢…番…、地目は畑、面積20㎡および、

大字小野…番…、地目は畑、面積51㎡、計3筆、140㎡を、

大字小野…番地…にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんは、空き家と付随農地を売却する際に、隣にお住まいの〇〇さんより、農地の一部を譲り受けたいとの申出を受け、今回の申請となりました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小野委員、春日推進委員から意見書をいただいております。

<小野委員>

7月11日にですね春日推進委員と私、代理人の〇〇〇〇氏と現地を確認しております。分筆登記も済んでいますし、この図面に行きますと、この会社っていうところが小野富士子さんの家だったわけですが、今年の3月2日の農業委員会総会で、空き家付き農地の他の農地は、〇〇さんっていう方に所有権移転の許可がおりてるんですけども、この〇〇さん、今まで親戚関係で、借りてたところを売ってしまうということで、今回分筆して裏の農地へ進入するための土地ということで購入したいということで、決まりました。

特に問題はないと思います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字赤羽・・・番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字横川字中谷・・・番・、地目は畑、面積190㎡および、

大字横川字中谷・・・番・、地目は畑、面積137㎡および、

大字横川字中谷・・・番、地目は畑、面積185㎡、計3筆、512㎡を、

大字横川・・・番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんは高齢のため、自宅から離れた申請地を耕作することが不便であり、管理ができずにいました。

譲受人の〇〇さんは、自宅から約3.6km離れてはいますが、自家用野菜等を耕作するため申請地を取得したいということです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、飯澤委員、立澤推進委員から意見書をいただいております。

<立澤推進委員>

この件につきましては、7月の14日に飯澤委員と、現地を確認しました。

この場所に関しては源上ということで、ほとんど住民がいない場所になってるただし辰野へ移ってきている方が、増えてきていらっしゃる方が多いということでそれぞれの耕作地の区画ははっきりしておまして、これ譲り受けることに関しては、杭とかそういうのはっきりしておまして、周り空き地になってはいるんですけども、順次耕作する形になっておりますので、問題ないと思います。

ご審議ほどよろしくをお願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようです
ので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字伊那富・・・番地にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字伊那富字山口・・・番、地目は田、面積1008㎡および、

大字伊那富字日影畑・・・番、地目は畑、面積214㎡、計2筆、1222㎡を、

大字伊那富・・・番地にお住まいの〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんは独り暮らしで手不足のため耕作することができず、以前から貸
借にて耕作されていた〇〇さんが取得し、引き続き耕作されるということです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能でありま
す。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保
に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず
許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋推進委員>

本件につきましては赤羽委員さんと現場代理人の〇〇さんと現地の確認しました。

既に今回譲受人の〇〇さんが実質耕作されておりまして、経営等問題ないというふう
に思いました。よろしくお願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようです
ので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

静岡県静岡市葵区城北あおいくじょうほく・・・番地にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字伊那富字原田・・・番、地目は田、面積2005㎡を、

大字伊那富・・・番地にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんは相続にて取得しましたが、遠方にお住まいで耕作が困難なため、近隣で耕作されている〇〇さんが取得し、農業経営の安定を図りたいとのことです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

<上島委員>

7月14日の日に司法書士の〇〇さんと大井田推進員を入れた私で現地確認してまいりました。場所は新町駅から少し宮木の駅の方に行った飯田線沿いのところですが譲り渡し人の〇〇さんは静岡にお住まいで、誰かに譲りたいということで、聞いたようです。

譲受人の〇〇さんは、隣でこの地図で言う耕作地っていう書いてあるのところを耕作していて今年90歳のご高齢ですが、1町歩ほど耕作されていてまだまだできるということで、今年は営農組合で蕎麦をお願いしてもお願いしてあるので、ちょっとできないんですけど来年からは田んぼにしたいって話されてるそうです。

境界とかもはっきりしているので特に問題ない。よろしく願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は5ページをご覧ください。

広島県^{みよししふのまちしもふの}三次市布野町下布野・・・番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字上島字渡戸・・・番・、地目は畑、面積1204㎡および、

大字上島字渡戸・・・番・、地目は畑、面積1450㎡を、

大字上島・・・番地にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんは、遠方にお住まいで耕作が困難なため、以前から申請地を譲受人の〇〇さんに貸借されていました。

譲受人の〇〇さんは、今回空き家バンクに登録されていた宅地と、それに付随した申請農地を合わせて取得し、農業経営の安定を図りたいとのことです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、飯澤委員、立澤推進委員から意見書をいただいております。

<立澤委員>

7月の11日に飯澤委員と〇〇〇〇氏と見てまいりました。

譲受人の〇〇さんはレストランを開いておりまして、そこに続く土地を使って自分たちの食材を作るということで事業をしようということを考えております。耕作に関しては弟さんと区長さんがもう力を協力するということになっておりまして、問題ないと思います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は6ページをご覧ください。

伊那市東^{ひがしはるちか}春近……番地…にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字小野字小西……番・、地目は畑、面積44㎡を、

大字小野……番地…にお住まいの〇〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんは、相続にて取得されましたが、遠方にお住まいで耕作が困難なため、売買を考えておられました。

譲受人の〇〇さんは、今回空き家バンクに登録されていた宅地と、それに付随した申請農地を合わせて取得し、農業経営の安定を図りたいとのことです。申請地は狭小ではありますが、〇〇さんが空き家と共に売買したい意向と、〇〇さんが近隣で数か所にわたり耕作されていることもあり、申請を受け付けました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小野委員、春日推進委員から意見書をいただいております。

<小野委員>

この現地確認をですね7月11日に春日推進委員と代理人の〇〇〇〇氏と私で確認を行いました。

面積は小さいわけなんですけれども、隣地との境もしっかりしており、問題ありませんけれども、この方お父様が亡くなりになりまして、兄弟2人で弟さんもやはり、県外に住んでるってということで、空き家とこの農地を処分したいということで、今回に至っております。他に、1000平米3000平米を超える畑と田んぼ。所有者になったわけですけども、中間管理事業との契約があるということで、その点についてはちょっと事務局から説明を願いたいと思います。現地については特に問題はございません。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

7番と8番は譲受人が一緒でありますので、合わせて説明いたします。

所有権の移転でございます。地図は7ページをご覧ください。

かみみのちぐんいづなまち
上水内郡飯綱町大字川上……番地……にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字辰野字丸山……番・、地目は畑、面積568㎡および、

大字辰野字丸山……番、地目は畑、面積1193㎡と、

まつしろまちおおむろ
長野市松代町大室……番地……にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字辰野字丸山……番・、地目は畑、面積505㎡を、

大字横川……番地……にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇〇〇さんと〇〇さんは兄弟であり、相続にてそれぞれ取得されましたが、共に遠方にお住まいで耕作が困難なため、売買を考えておられました。

譲受人の〇〇さんは、今回空き家バンクに登録されていた宅地と、それに付随した申請農地を合わせて取得したいとのことでした。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<赤羽委員>

今ご説明があった通り、〇〇さんとご兄弟につきまして、住宅の前に畑があったんですけども、手入れがなされていず荒れた状態となっております。

譲受人の〇〇さんは山師かなんかの資格を持っており、山の整備だとか、畑の仕事については良くご存知かと思っておりますのでこれから荒れた土地もよくなるのではないかと思います。よろしく申し上げます。

<宮島会長>

7番につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<宮島会長>

8番につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

中央・・・番地にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、
中央・・・番、地目は田、面積1245㎡を、
箕輪町大字中箕輪・・・番地に所在する株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇が取得し、宅地分譲用地とするための申請であります。

譲渡人の〇〇さんは、相続にて取得されましたが、耕作する予定もなく、申請地の有効活用を考えておられました。

譲受人の株式会社〇〇〇〇〇〇〇は、宅地建物取引業者の免許を有し、不動産業を営んでおりますが、環境もよく利便性の良い申請地を宅地分譲用地として買い受け、4区画の宅地分譲地を新設したい計画であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<赤羽委員>

7月の16の日に根橋推進委員さんと〇〇〇〇〇〇〇で現地確認を行いました。羽場崎公園の近くでありまして周りも住宅がありとくに問題ないと思います。

ただ、上水道は問題なく取り込むことができますが、下水道が途中までしか来ていなくて、町へ交渉したところ現状はしないというようなお話だそうで、そこらへんは業者さんちょっと残念がっていました。以上です。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は10ページを、配置図は11ページをご覧ください。

大字赤羽・・・番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、
大字平出・・・番・、地目は田、面積1355㎡および、
大字平出・・・番・、地目は田、面積405㎡を、
大字伊那富・・・番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが取得し、貸駐車場とするための申請でございます。

譲受人の〇〇さんが経営する株式会社〇〇〇〇〇〇〇は町内で自動車の新車、中古車販売及び買取業を行っていますが、県道沿いで展示場に適した土地を探していました。

譲渡人の〇〇さんは令和5年4月に農地を取得したばかりではありますが、譲受人からの要望により、申請地を売買することとなりました。

申請地は、〇〇さんが個人で取得し、会社に展示車28台分の駐車場として貸したい計画であります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共
公益的施設、東小学校及び東野歯科医院がありますので、農地法第5条第2項第1号
口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。
<青木委員>

7月14日に〇〇〇〇〇、私、有賀推進委員さんと現地確認をいたしました。説明の通
りで、特に問題はないと思います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、
承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は12ページを、配置図は13ページをご覧
ください。

申請地の所有者である〇〇〇〇さんには、長野家庭裁判所伊那支部にて成年後
見人が選任されておりますので、成年後見人からの申請を受け付けました。

同じく大字樋口……番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが成年後見人となっております、

大字樋口字原田……番・、地目は田、面積2902㎡を、
大字樋口……番地に所在する株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇が取得し、駐車場および廃
棄物置場として工場敷地を拡張するための申請でございます。

譲渡人の〇〇さんは高齢のため、農地の管理ができず、売却を考えておりました。

譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇は、金属部品にめっき加工処理を行う事業者であります
が、搬入搬出の際の大型運搬車両の駐車回転スペースや従業員の駐車場の不足に
困っていました。

そこで、申請地を取得し、回転スペース、従業員40台分の駐車場、および産業廃棄
物等の保管場所を確保したい計画であります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共
公益的施設、JR伊那新町駅及び荒神山スポーツ公園がありますので、農地法第5条
第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

こちらは農振農用地でしたが、令和5年1月6日付けで農振除外の公告が済んでおります。

この件につきましては宮島会長、瀬戸推進委員から意見書をいただいております。
<宮島会長>

それではこの件について報告します7月の19日の日に行政書士の〇〇さんと、瀬戸さん私と現場を確認しました。

これも農振除外に既になっていますけれども、そのときは田んぼ3反歩4反歩近い土地でしたけれども、一部750平米を残したいということで、野菜とか作りたいようなことで少し残したいということで、一部750平方を残すことになって、あとを会社の方へ売りたいということことで決まりました。堺の方も杭もしっかりと打ち込んでありましたし特に問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計4件、5筆、面積は5,185㎡、詳細は議案書の7ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、非農地の承認について1番朗読】

<山田事務局次長>

1番、非農地証明書の交付申請であります。地図は戻りまして6ページをご覧ください。

いなしひがしはるちか

伊那市東春近……番地……にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします

大字小野字松原……番、地目は畑、面積858㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は30年以上前に〇〇さんのお父様が植林をされ、相続された時には既に山林となっており、申請地を農地に復元するのは容易ではなく、

農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。

この件につきましては、小野委員、春日推進委員に現地をご確認いただいております。

<小野委員>

7月11日に現地の確認に行っております。これもう現地のですねヒノキも30年生が植栽されておりまして、畑としても、機能がないということで、ここ地籍調査も入ってますので境もしっかりしておりまして、ということで現地確認してまいりました。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【報告事項】

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

(1) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計1件、議案書の10ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

【その他】

○農業委員会活動記録簿の提出について

→総会后提出をお願いします。

○令和5年度農地パトロール実施要領及び日程について

→9月の4日の月曜日から9月の20日の金曜日までの日程
調査対象は町内の全農地。

○農業者年金加入推進ニュースNo.4の配布について

→年金の加入推進を

○令和5年度全国農業新聞「特別普及対策」の実施要領について

→チラシを配布

○第8回県農業委員会大会における要請事項について

→皆様からいただいたご意見をこちらの方でまとめて提出したい

○農地中間管理事業における合意解約について

→親からその相続した農地が中間管理機構へ貸し出しをされているっていうことを知らずに、農地の売買とか転用をしたいっていう問い合わせをいただくことが最近多くなりました。本来、中間管理事業における合意解約というのは、その農地所有者から農地所有者からの一方的な申し出には対応しては応じないというふうにされています。借受者からのやむを得ない申し出の場合は、その新たな借受者を探すとか、合意解約といった形をとるようになります。

○農地相談会報告について

→3件の相談有

○遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培活動)について

→マニュアル作りの検討

○次回委員会総会開催日:9月1日(金)9時30分 役場第6会議室

(閉会)

<野澤職務代理>

長い時間ありがとうございました。私も去年このタイミングで体調を崩し苦勞しました。皆さんも気を付けて。私は今年はその経験として頑張ろうと思います。本日はありがとうございました。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印